

確定申告のための決算説明会を開催します

東金税務署では確定申告に向け、事業所得、農業所得及び不動産所得等がある方を対象に、収支内訳書や青色決算書の作成方法、消費税の決算方法の説明会を開催します。

筆記用具を持参のうえ、ご参加ください。

とき		ところ
12月3日(木)	午前10時～正午	山武市役所 3階大会議室 (山武市殿台296)
12月4日(金)	午前10時～正午	東金市中央公民館 (東金市東岩崎1-20)

青色申告とは

一定の水準で記帳を行い、その記帳に基づいて正しい申告をする方には、青色申告という税制上有利な取扱いが認められる制度です。

○青色申告の特典(主なもの)

- ①青色申告特別控除
- ②青色事業専従者給与の必要経費算入
- ③純損失の繰越しと繰戻し



○青色申告の手続き方法

青色申告をしようとする年の3月15日まで(新たに事業を始めた方は開業した日から2ヶ月以内)に「青色申告承認申請書」を税務署へ提出してください。

◆問い合わせ

東金税務署個人課税第1部門 ☎0475-52-3121

※税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択してください。

eLTAX(エルタックス)をご利用ください

町では、eLTAX(エルタックス)を利用した地方税の電子申告を行うことができます。これまで紙で行っていた町税の申告が、自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンからインターネットを利用して、手続きを行うことができます。

eLTAX(エルタックス)

地方税の手続きを、インターネットを利用して電子で行うシステムのことです。※インターネットで確定申告ができるeTaxとは違います。

ご利用できる手続き

◎法人町民税

予定申告、確定申告、修正申告、法人異動届(設立・設置・変更など)

◎固定資産税(償却資産)

償却資産申告、種類別明細書の提出

◎個人町民税

給与支払報告書、特別徴収にかかる給与所得者異動届出書、特別徴収切替届出書、特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書の提出

※個人の町民税は申告できません。

eLTAX(エルタックス)に関する問い合わせ

◎eLTAX(エルタックス)ヘルプデスク

☎0570(081)459
午前9時～午後5時

※土・日曜日、祝日等、12月29日(火)～平成28年1月3日(日)は除く。

◎ホームページ

<http://www.eltax.jp/>

◆問い合わせ

税務課課税班
☎(84)1212

